

障害者総合支援法等に係る事業者説明会

H31.3.27 (水) 14:00~

岡崎市役所福祉会館 6階大ホール

説明事項

- 1 事業者集団指導について【介護保険課指導監査係】・・・P1
- 2 平成31年度愛知県障がい者施設歯科健診事業について
【障がい福祉課障がい係】・・・P6
- 3 障がい者虐待防止について【障がい福祉課審査給付係】・・・P8
- 4 事業所指定事務について【障がい福祉課施策係】・・・P19
- 5 質疑応答

平成30年度障がい福祉サービス事業者等実地指導の実施結果

事業所数	287 事業所
実地指導実施数	87 事業所

※事業所数は平成29年度末までに指定を受けたものの合計数。実地指導実施数は指定地域生活支援事業12を含めた実施数で計算を行った。

改善指導状況		文書指導	口頭指導
1 基本方針		0	0
2 人員に関する基準		0	0
	従業員の員数	2	0
	サービス提供責任者	0	1
	管理者	0	1
3 設備に関する基準		0	0
4 運営に関する基準		0	0
	内容及び手続の説明及び同意	1	17
	受給資格の確認	0	1
	心身の状況等の把握	6	0
	指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	1	0
	身分を証する書類の携行	4	0
	サービスの提供の記録	0	2
	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	4	0
	給付費等の額に係る通知等	6	1
	取扱方針	10	15
	計画の作成（書類の交付）	16	1
	生産活動・就労	2	1
	工賃の支払・賃金	5	0
	実習の実施	2	0
	地域生活移行のための支援	0	1
	運営規程	0	7
	勤務体制の確保等	10	5
	定員の遵守	0	1
	非常災害対策	1	0
	掲示	0	1
	秘密保持等	6	0
	情報の提供等（広告）	1	0
	苦情解決	2	0
	事故発生時の対応	0	4

	会計の区分	1	0
	地域との連携等（関係機関との連絡調整）	0	1
	記録の整備	1	12
5 多機能型に関する特例		0	0
6 変更の届出等		0	0
7 給付費の算定及び取扱		0	0
	サービス費	9	0
	各種加算	6	4
8 その他		0	4
	計	96	80
	指摘事業所数	47	45
	指摘事業所数／実地指導実施数	54.0%	51.7%

実地指導における改善指導事項について(運営)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援、自立生活援助

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、

就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援、就労定着支援

No	項目	注意点	サービス
1	常勤の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・「常勤者が勤務すべき時間数」とは、就業規則で定める勤務時間をいい、通常は営業時間と一致している。 ・サービス管理責任者など、常勤でなければならない職種にも関わらず、常勤要件を満たしていない者がみられるので、常勤要件のある従業者については、改めて確認すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
2	従業者の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度の利用者平均値に対して、常勤換算上必要な従業者を配置すること。 ・「前年度の利用者平均値」とは、前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数のことである。 	通所系 入所系 住居系 (短期入所の一部時間帯を除く)
3	従業者変更に伴う届出	<p>【従業者変更で届出が必要な場合】</p> <p>管理者 サービス提供責任者 サービス管理責任者 相談支援専門員 運営規程に定める従業者の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「運営規程に定める従業者の数」とは、「生活支援員2名」のような記載をいい、2名→3名になった場合には変更届が必要となる。 ・兼務職員の勤務時間の合計が、常勤が勤務する時間を超えるといった不整合がないよう、変更時には注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
4	重要事項説明書 サービス利用契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載誤りとして 「契約者氏名や印、説明者氏名の記載漏れ」 「利用者負担上限額の誤り」 「苦情受付先として (愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会(新住所:名古屋市東区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内) 052-212-5515) (岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付係 0564-23-6853) が記載されていない」 などがある。 ・重要事項説明書及びサービス利用契約書は利用者に渡すこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
5	フェースシート アセスメントシート	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、その記録を残しておくこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
6	居宅介護計画	<ul style="list-style-type: none"> ・援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程を記載すること。 ・サービス利用開始前までに作成すること。 ・居宅介護計画は利用者に渡すこと。 	訪問系

No	項目	注意点	サービス
7	個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載すること。 サービス担当者会議の記録を残しておくこと。 サービス利用開始前までに作成し、同意を得ること。 個別支援計画は利用者に渡すこと。 	通所系 入所系 住居系
8	モニタリング記録 個別支援計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。 6月（自立訓練（機能訓練・生活訓練）と就労移行支援は3月）に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 	通所系 入所系 住居系
9	利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> 原則1割負担なので、無料だと誤解を招くことがないようにパンフレット等の記載に注意すること。 利用者負担額を事業所が肩代わりすることはできないので注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
10	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供実績記録票に利用者確認印がないことがあるので、利用者確認印をもらい、保管しておくこと。 サービス提供を行った場合は、その提供日、内容等をサービス提供の都度記録すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
11	掲示物について	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口等の重要事項を掲示すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
12	就労	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額が、利用者に支払う賃金の総額以上になるようにすること。 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。 利用者が実習できるよう、実習の受入先の確保を行うこと。 	就労移行 就労A 就労B
13	工賃	<ul style="list-style-type: none"> 作業収益の額、必要経費の額、工賃支払の額が明確にわかるように管理しておくこと。 作業収益と給付費は明確に分けて管理すること。 工賃規程を作成することが望ましい。 利用者間で工賃に差を付ける場合は作業内容又は出来高によるもののみに限ること。 	生活介護 就労移行 就労B
14	サービス担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を募集し、サービス担当者会議を開催すること。また、開催した記録を残すこと。 	相談系
15	その他	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表が作成されていなかったので、実績で作成すること。 利用者に求める金銭の支払は、その金額、用途及び理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、同意を得ること。 サービスの質の評価を行うこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

※「基準省令及び解釈通知等の内容」欄は「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)の各省令とそれに対応する厚生労働省の通知等の内容に基づき作成しています。

実地指導における改善指導事項について(給付費)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、

就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> 「計画的な研修実施」として、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画作成とその実施をすること。 「定期健康診断の実施」として、すべてのヘルパーを対象に、少なくとも1年に1回、事業者の費用負担で健康診断を実施すること。 サービスの種類ごとに要件を算定し、加算の届を行うこと。 最低でも、3か月の実績がないと算定できないこと。 	訪問系
2	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者が、訪問に同行した場合、その旨を記録すること。 	訪問系
3	緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> 要請のあった時間、要請の内容、サービス提供をした時間を記録すること。 	訪問系
4	送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> 送迎加算の記録は利用者の確認の上、適切に残すこと。 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70を算定すること。 	通所系 (療養介護は除く) 短期入所
5	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況、相談援助の内容を詳細に記録すること。 	通所系 (療養介護は除く)
6	施設外就労加算	<ul style="list-style-type: none"> 施設外就労を行うユニットを組み、報酬算定上必要とされる数の従業者を配置すること。 	就労A・B
7	帰宅時支援加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅等における生活状況等を詳細に記録すること。 	住居系
8	個別支援計画未作成減算	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の作成に係る業務を適正に行うこと。 	通所系 住居系
9	サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、確認結果を記録に残すこと。 	相談系
10	同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一敷地内等に所在する建物に居住する利用者にサービス提供を行う際は、適切に減算すること。 	訪問系

※「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号)に基づき作成しています。

30 障福第 2777-1 号
平成 31 年 3 月 18 日

各障害福祉関係施設管理者 様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

平成 31 年度(2019 年度)愛知県障がい者施設歯科健診事業について (通知)

障害児・者施設の利用者の方々の歯科健診等を下記のとおり行うこととなりました。歯科健診等の実施を希望される場合は、別添申込書に必要事項を記入のうえ、平成 31 年 4 月 17 日 (水)までにファクシミリで障害福祉課までお申し込みください。

記

1 実施者

一般社団法人愛知県歯科医師会

2 目的

歯科疾患の予防、歯科疾病的早期発見及び歯科健康教育の推進を図り、障害児者の健康維持に努めること。

3 対象

(1) 障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者

※障害者通所事業所、グループホーム及び障害児通所支援の利用者は対象に含まれません。

※計画段階で受診予定者が少數の場合は近隣の施設と調整のうえ、10名以上で申し込んでください。(県では調整しません。)。

4 実施内容

(1) 歯科健診及び歯科衛生指導(個別・集団)

(2) フッ化物塗布によるむし歯予防

(3) 施設職員に対する歯科健康教育講話

5 実施方法

愛知県歯科医師会が健診スタッフを施設等に派遣し実施する。

6 実施日時等

(1) 実施期間 平成 31 年(2019 年)6 月から 12 月

(2) 実施曜日 原則木曜日

(3) 日 数 1 日

(4) 健診料 無料

7 派遣内容等の問い合わせ先

一般社団法人愛知県歯科医師会

電話 052-962-9106

メール jigyo@aishi.or.jp

担当 障害福祉課地域生活支援グループ(寺本)

電話 052-954-6697(ダイヤルイン)

FAX 052-954-6920

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 行
FAX 052-954-6920

※希望者のみ提出

平成31年度(2019年度)愛知県障がい者施設歯科健診事業申込書

平成31年 月 日

施設名

施設長

印

下記のとおり、申込みます。

記

施 設 名			
施設種別 <u>(必ずご記入下さい)</u>	入所施設のみ		
住 所	〒 -		
電話	() -	FAX	() -
施 設 長 名			
担 当 者 名			
実 施 内 容 該当する箇所の□に レ点を入れて下さい	歯科健診対象者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者		
実施希望年月日	第一希望:平成 年 月 日() 第二希望:平成 年 月 日() 第三希望:平成 年 月 日() ※6月～12月の間にお願いします。		
受診予定者	人		
職 員 数	人 (健診対象にはなりません)		

※近隣の施設と調整し10名以上の申し込みをする事業所については、歯科健診等の実施場所となる事業所の情報を記載してください。ただし、受診予定者欄は合計の人数を記載してください。

障害者虐待に係る対応状況(確定値)及び発生要因の分析と対策について【平成29年度】

1. 平成29年度の障害者虐待に係る対応状況について

(1) 相談・通報・届出件数等

平成29年4月1日から平成30年3月31までの本県の障害者虐待(養護者による障害者虐待、使用者による障害者虐待等による障害者虐待)における相談・通報・届出件数は合計552件で、前年度に比べ6件増加した。
そのうち、虐待と認められた件数は198件で、前年度より32件増加した。その内訳は、養護者による障害者虐待が147件と最も多く全体の7割以上を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待32件、使用者による障害者虐待19件となっている。

相談・通報・届出件数				うち虐待と認められた件数				虐待と認められた件数(全国)			
養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
339件 61.4%	107件 19.4%	106件 19.2%	552件 100.0%	147件 74.2%	32件 16.2%	19件 9.6%	198件 100.0%	1,557件 59.5%	464件 17.7%	69件 17.7%	2,618件 100.0%
303件 55.5%	105件 19.2%	138件 100.0%	546件 100.0%	113件 68.1%	31件 18.7%	22件 13.3%	166件 100.0%	1,538件 61.0%	401件 15.9%	581件 23.1%	2,520件 100.0%
250件 50.5%	99件 20.0%	99件 29.5%	495件 100.0%	117件 76.5%	18件 11.8%	18件 11.8%	153件 100.0%	1,593件 63.1%	339件 13.4%	591件 23.4%	2,523件 100.0%

(2) 虐待と認められた事業における障害種別

被虐待障害者の障害種別は、知的障害が最も多く全体の4割以上を占め、次いで精神障害、身体障害、発達障害の順となっている。

被虐待障害者の障害種別				施設				使用者				
養護者				施設				使用者				
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	
平成29年度	28人 36人	82人 105人	60人 48人	2人 4人	1人 1人	1人 1人	1人 1人	174人 195人	8人 131人	18人 30人	7人 3人	
平成28年度	27人 47人	58人 91人	41人 38人	3人 1人	1人 0人	1人 0人	1人 0人	131人 178人	8人 18人	30人 1人	7人 0人	
平成27年度	40人 46人	60人 110人	34人 74人	0人 1人	0人 1人	0人 1人	0人 1人	135人 245人	3人 5人	18人 1人	1人 0人	
	計				計				計			
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
平成29年度	30.2%	44.9%	30.2%	3.7%	44.8%	30.2%	44.9%	30.2%	42人	10人	9人	0人
平成28年度	53.8%	53.8%	24.6%	2.1%	51.1%	51.1%	51.1%	0.5%	41人	1人	17人	1人
平成27年度	26.4%	26.4%	21.3%	0.6%	172人 174人	172人 174人	172人 174人	0.6%	22人	4人	13人	3人

※ 指数の障害がある被虐待者もいるため、1(1)の「うち虐待と認められた件数」とは一致しない。

難病等:難病・その他の障害

割合

難病等:難病・その他の障害

※ 障害者手帳所持者数は、翌年4月1日現在の人数

難病等:難病等

難病等:難病等				施設				使用者				
養護者				施設				使用者				
身体的虐待	性的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	
平成29年度	98件 74件	9件 10件	42件 28件	15件 20件	22件 19件	186件 151件	23件 20件	10件 12件	0件 2件	3件 0件	38件 37件	
平成28年度	74件 74件	10件 3件	41件 43件	22件 21件	40件 31件	210件 172件	21件 11件	1件 2件	1件 4件	1件 4件	25件 24件	
平成27年度	124件 94件	14件 13件	58件 41件	17件 24件	47件 45件	260件 220件	54件 39件	5件 1.8%	0件 24件	6件 21件	36件 22件	
	計				計				計			
	身体的虐待	性的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置
平成29年度	47.7%	5.4%	22.3%	6.5%	44.8%	6.2%	19.3%	10.3%	0件	6件	0件	25件
平成28年度	51.1%	0.5%	21.3%	0.6%	51.1%	0.6%	21.3%	0.6%	1件	1件	0件	21件
平成27年度	39.5%	1.8%	27.3%	10.3%	45件 60件	11件 24件	11件 21件	4件 0件	6件	21件	12件	24件

(3) 虐待と認められた事業における虐待種別

虐待が認められた事業における虐待種別は、身体的虐待が最も多く全体の4割以上を占め、次いで心理的虐待、経済的虐待の順となっている。

虐待と認められた事業における虐待種別				施設				使用者				
養護者				施設				使用者				
身体的虐待	性的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	
平成29年度	98件 74件	9件 10件	42件 28件	15件 20件	22件 19件	186件 151件	23件 20件	10件 12件	0件 2件	3件 0件	38件 37件	
平成28年度	74件 74件	10件 3件	41件 43件	22件 21件	40件 31件	210件 172件	21件 11件	1件 2件	0件 4件	1件 4件	25件 24件	
平成27年度	124件 94件	14件 13件	58件 41件	17件 24件	47件 45件	260件 220件	54件 39件	5件 1.8%	0件 24件	6件 21件	36件 22件	
	計				計				計			
	身体的虐待	性的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置	身体的虐待	精神的虐待	精神的虐待	放棄・放置
平成29年度	47.7%	5.4%	22.3%	6.5%	44.8%	6.2%	19.3%	10.3%	0件	6件	0件	25件
平成28年度	51.1%	0.5%	21.3%	10.3%	51.1%	0.6%	21.3%	10.3%	1件	1件	0件	21件
平成27年度	39.5%	1.8%	27.3%	10.3%	45件 60件	11件 24件	11件 21件	4件 0件	6件	21件	12件	24件

※ 障害者手帳所持者数は、翌年4月1日現在の人数

2. 痛苦者による虐待者虐待の詳細

(1) 滞待別及びその程度
虐待の種別については、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待の順となっている。虐待の程度は程度が多いものの、重度な事案も多いものの、重度な事案も1割程度みられる。

重度「生命・身体・生活にに関する重大な危険」に相当する行為		
中度「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為		
軽度「生命・身体・生活への影響」に相当する行為		
年	身体的虐待	心理的虐待
平成29年度	98件	9件
平成28年度	74件	10件
平成27年度	74件	3件
計	186件	22件
151件	19件	
31件	21件	
172件	20件	

年	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			放棄・放置			経済的虐待		
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度
平成29年度	7件	27件	64件	98件	0件	3件	9件	5件	10件	27件	42件	4件	5件	15件	7件
平成28年度	6件	11件	57件	74件	2件	4件	6件	1件	8件	19件	28件	6件	10件	4件	20件
平成27年度	4件	31件	39件	74件	0件	2件	1件	3件	24件	16件	43件	1件	11件	9件	21件
計	14件	31件	11件	148件	1件	3件	19件	3件	103件	94件	137件	1件	34件	11件	117件

(2) 滞待と認められた事案における被虐待者の状況

ア 被虐待障害者の年齢

被虐待障害者の年齢層を見ると、45～49歳が最も多く、次いで20～24歳の順となっている。

年	~19歳			20~24歳			25~29歳			30~34歳			35~39歳			40~44歳			45~49歳			50~54歳			55~59歳			60~64歳			65歳以上			不明			計		
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計			
平成29年度	10人	17人	15人	42人	11人	10人	10人	31人	15人	10人	10人	35人	10人	10人	10人	30人	15人	10人	10人	45人	12人	13人	12人	4人	12人	12人	148人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					
平成28年度	13人	12人	10人	35人	12人	10人	10人	32人	11人	8人	8人	37人	11人	10人	10人	36人	10人	10人	10人	40人	7人	13人	7人	1人	0人	0人	113人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					
平成27年度	7人	23人	9人	39人	23人	21人	9人	53人	6人	12人	12人	59人	9人	11人	11人	61人	10人	10人	10人	60人	11人	11人	11人	2人	0人	0人	117人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					
計	6.0%	19.7%	7.7%	42.4%	11.5%	10.5%	11.5%	39.0%	5.1%	10.3%	9.4%	37.7%	7.7%	10.3%	9.4%	37.7%	8.3%	8.3%	8.3%	37.7%	9.4%	9.4%	9.4%	1.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					

イ 被虐待障害者の障害支援区分

被虐待障害者のうち、障害支援区分の認定のないものが最も多く全体の4割を占めている。

年	全国			愛知県		
	29年度	29年度	28年度	29年度	29年度	27年度
区分1	19人	1.2%	4人	2.7%	0人	0.9%
区分2	159人	10.1%	14人	9.5%	5人	4.4%
区分3	217人	13.8%	21人	14.2%	20人	17.7%
区分4	215人	13.7%	20人	13.5%	18人	15.9%
区分5	118人	7.5%	8人	5.4%	6人	5.3%
区分6	132人	8.4%	16人	10.8%	10人	8.8%
なし	672人	42.8%	64人	43.2%	50人	44.2%
不明	38人	2.4%	1人	0.7%	4人	3.5%
計	1,570人	100.0%	148人	100.0%	113人	100.0%

ウ 被虐待障害者の行動障害の有無

年	全国			愛知県			
	29年度	29年度	28年度	29年度	29年度	27年度	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	①	181人	11.5%	20人	13.5%	17人	15.0%
認定調査を受けないが、①と同程度の行動障害がある	②	23人	1.5%	1人	0.7%	1人	0.9%
行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)		249人	15.9%	28人	18.9%	11人	9.7%
行動障害がない		1,045人	66.6%	88人	59.5%	63人	55.8%
行動障害の有無が不明		72人	4.6%	11人	7.4%	21人	18.6%
計	1,570人	100.0%	148人	100.0%	113人	100.0%	

ウ 被虐待障害者の行動障害の有無においては、行動障害があるのが3割近く占めている。

(3) 借待と認めた収容における被借待者は、親(父、母)が半数以上を占めている。

	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	計
平成29年度	49人	32人	19人	2人	3人	4人	31人	20人	160人
平成28年度	30.6%	20.0%	11.9%	1.3%	1.9%	2.5%	19.4%	12.5%	100.0%
平成27年度	24人	29人	22人	5人	7人	2人	16人	19人	124人
	19.4%	23.4%	17.7%	4.0%	5.6%	1.6%	12.9%	15.3%	100.0%
	28人	26人	12人	4人	3人	5人	29人	25人	132人
	21.2%	19.7%	9.1%	3.0%	2.3%	3.8%	22.0%	18.9%	100.0%

※ 1件につき複数の虐待者がいる場合があるため、(1)の「うち虐待と認められた件数」とは一致しない。

(4) 借待の発生要因

市町村職員等が判断した借待の発生要因は、「家庭における施設待合者と借待者の間隔」が最も多く全体の4割を占め、次いで「借待者が借待と認識していない」の順となっている。

借待と認められた件数	全国			愛知県		
	29年度		29年度	28年度		27年度
	1,570件	1,474件	1,133件	1,117件	1,117件	1,117件
借待者の介護疲れ	318件	20.3%	43件	23.3%	20件	17.7%
借待者の知識や情報の不足	436件	27.8%	24件	16.3%	17件	15.0%
借待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	137件	8.7%	12件	8.2%	9件	8.0%
借待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	289件	18.4%	23件	15.6%	11件	9.7%
借待者が過去に借待を行ったことがある	130件	8.3%	14件	9.3%	5件	4.4%
借待者が借待と認識していない	712件	45.4%	53件	36.1%	45件	39.8%
借待者の障害・精神疾患や強引・抑うつ状態	238件	15.2%	25件	17.0%	15件	13.3%
借待者側のその他の要因	206件	13.1%	19件	12.0%	35件	31.0%
被借待者の介護度や支援度の高さ	451件	28.7%	37件	25.2%	22件	19.5%
被借待者の行動障害	260件	16.6%	33件	22.4%	21件	18.6%
被借待者側のその他の要因	326件	20.8%	48件	32.7%	33件	29.2%
家庭における被借待者と借待者の間隔	750件	47.8%	66件	44.9%	37件	32.7%
家庭における経済的困難(経済的問題)	333件	21.2%	30件	20.3%	20件	17.7%
家庭内に複数人の障害者・要介護者が多い	233件	14.8%	21件	14.3%	20件	17.7%
家庭におけるその他の要因	107件	6.8%	25件	17.0%	28件	24.8%

※ 割合は、借待と認められた件数(全国値は、被借待障害者)に対する割合

(5) 障害と認められた事業における分離の状況

ア 分離の有無

虐待と認められた事業のうち、分離を行わなかつた事業が半数以上を占め、分離を行つた事業は3割となつてゐる。

	分離を行つた事業				分離を行わなかつた事業				計
	契約による障害者サービスの利用	一時保護	左記以外の一時保護	小計	医療機関への入院	その他	計	分離を行わなかつた事業	
平成29年度	17人	7人	4人	28人	9人	12人	49人	77人	148人
	11.5%	4.7%	2.7%	18.9%	6.1%	8.1%	33.1%	52.0%	100.0%
平成28年度	22人	4人	4人	30人	5人	6人	41人	55人	113人
	19.5%	3.5%	3.5%	26.5%	4.4%	5.3%	36.3%	48.7%	100.0%
平成27年度	12人	5人	7人	24人	4人	8人	36人	56人	117人
	10.3%	4.3%	6.0%	20.5%	3.4%	6.8%	30.8%	47.9%	100.0%

イ 分離を行わなかつた事業の対応

分離を行わなかつた事業の対応としては、「養護者への助言・指導」が半数以上を占め、次いで「サービス等利用計画見直し」、「新たな障害福祉サービスの利用」の順になつてゐる。

養護者に対する 助言・指導	分離を行わなかつた事業の対応				計				
	サービス等利用 計画見直し	新たな障害福祉 サービスの利用	サービス等利用 計画見直し	その他 (見守り等)					
平成29年度	43件	0件	14件	16件	2件	9件	84件	10.7%	100.0%
	51.2%	0.0%	16.7%	19.0%	2.4%	10.7%			
平成28年度	33件	4件	9件	10件	0件	6件	62件	9.7%	100.0%
	53.2%	6.5%	14.5%	16.1%	0.0%				
平成27年度	23件	0件	4件	12件	2件	25件	67件	38.8%	100.0%
	34.3%	0.0%	6.0%	17.9%	3.0%				

※ 様数回答あり

(6) 障害防止に向けた課題と対応

課題

対応

養護者による障害者虐待は、他人の目が届きにくい家庭内で発生することから、未然防止と早期発見、早期支援が何よりも重要である。「虐待者が虐待経験していない」のが最も多くなっていることから、養護者に対する虐待防止法への理解を深めしていく必要がある。また、「虐待者の介護特徴」や「虐待者の介護特徴」と「虐待の危険性」の割合も高いことから、家族だけで介護を抱え込むよう、適切な福祉サービス等につなげていく必要がある。また、障害者本人が家庭内の問題について気軽に相談できる窓口の設置や、障害者や家庭の異常に気付くことができる支援者の養成も求められている。

- ① 障害者虐待に関する知識獲得に向かう普及啓発の実施
- ② 养護者及び障害者に対する身近な相談窓口の設置
- ③ 养護者の負担軽減(レスペクト)が図れるよう、地域資源の確保
- ④ 支援者の育成

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の詳細

(1) 虐待種別及びその程度

虐待の種別については、**身体的虐待**が最も多く、次いで**心理的虐待**の順となっている。

	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	計
平成29年度	23件	3件	10件	2件	38件
平成28年度	20件	3件	12件	2件	37件
平成27年度	9件	1件	11件	1件	24件

(2) 虐待があつた施設の種別

虐待があつた施設の種別は、**共同生活援助が最も多く金体の4分の1を占め、次いで障害者支援施設、放課後等デイサービスの順となっている。**

	障害者支援施設	居宅介護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	就労準備支援事業	移動支援事業	地域活動支援センター	放課後等デイサービス	計
平成29年度	7件	1件	3件	2件	0件	2件	8件	0件	0件	0件	0件	6件	32件
平成28年度	21.9%	3.1%	9.4%	6.3%	0.0%	6.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	100.0%
平成27年度	6件	2件	0件	4件	0件	1件	5件	7件	0件	0件	1件	5件	31件
	19.4%	6.5%	0.0%	12.9%	0.0%	3.2%	16.1%	22.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	100.0%
平成27年度	1件	0件	2件	1件	3件	3件	4件	1件	0件	0件	0件	2件	18件
	5.6%	0.0%	5.6%	11.1%	5.6%	16.7%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	100.0%

(3) 相談・通報・届出者

相談・通報・届出者は、当該施設等職員が最も多く(2割以上を占め、次いで本人、相談支援専門員の順となつて下さい)。

	本人	家族	親族	近隣住民	民生委員	医療機関	教職員	専門員	相談支援専門員	他施設等職員	当該施設等職員	当該施設等職員等職員	施設等利用者	市町村	警察	行政職員	運営委員会	成年後見人等	その他	不明、匿名	計
平成29年度	16人	10人	5人	0人	1人	0人	0人	14人	9人	26人	4人	1人	3人	4人	0人	0人	0人	0人	1人	9人	108人
	14.8%	9.3%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	8.3%	24.1%	3.7%	4.6%	0.9%	2.8%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	8.3%	100.0%
平成28年度	14人	13人	6人	0人	2人	0人	15人	5人	20人	5人	7人	1人	3人	1人	1人	0人	0人	2人	13人	108人	
	13.0%	12.0%	5.6%	0.0%	1.9%	0.0%	13.9%	4.6%	18.5%	4.6%	6.5%	0.9%	2.8%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%	1.9%	12.0%	100.0%	
平成27年度	30人	15人	3人	1人	1人	0人	10人	1人	13人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	3人	3人	12人	96人	
	31.3%	15.6%	3.1%	1.0%	0.0%	10.4%	1.0%	13.5%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	12.5%	100.0%	

※ 1件につき通報者等の属性があるため、1(1)「相談・通報・届出件数」とは一致しない。

(4) 虐待に認めた事案における被虐待者の状況

ア 被虐待障害者の年齢

被虐待障害者の年齢層を見ると、19歳以下が最も多くなっています。

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	計
平成29年度	15件	5件	5件	1件	4件	2件	0件	4件	36件
	41.7%	13.9%	13.0%	2.8%	11.1%	5.6%	0.0%	11.1%	100.0%
平成28年度	11件	8件	2件	6件	3件	1件	1件	3件	35件
	31.4%	22.9%	5.7%	17.1%	8.6%	2.9%	2.9%	8.6%	100.0%
平成27年度	2件	7件	2件	2件	3件	1件	1件	1件	21件
	9.5%	33.3%	9.5%	9.5%	14.3%	4.8%	4.8%	4.8%	100.0%

※ 1件につき被虐待者が複数いる場合もあるため(1)の「うち、虐待と認められた件数」とは一致しない。

イ 検査対象者の障害支授区分

被虐待障害者が最も多く全体の4割を占めている。

	全国			愛知県		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
区分1	54件	0.8%	0件	0.0%	0件	0.0%
区分2	43件	6.5%	3件	8.3%	0件	0.0%
区分3	47件	7.1%	2件	5.6%	2件	9.5%
区分4	65件	9.8%	5件	13.9%	6件	4.8%
区分5	73件	11.0%	3件	8.3%	5件	17.1%
区分6	189件	27.0%	6件	16.7%	8件	23.8%
なし	143件	21.5%	2件	5.6%	14件	4.8%
不明	110件	16.5%	15件	41.7%	0件	0.0%
計	666件		36件		35件	

ウ 検査対象者の行動障害の有無

被虐待障害者の行動障害の有無については、行動障害があるものが1割を占めている。

	全国			愛知県		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上) ①	118件	17.7%	3件	8.3%	1件	2.9%
認定調査を受けていないが、①と同程度の行動障害がある ②	4件	0.6%	0件	0.0%	0件	0.0%
行動障害がある(①、②)に該当しない程度の行動障害)	73件	11.0%	1件	2.8%	3件	8.6%
行動障害がない、	135件	20.9%	4件	11.1%	0件	0.0%
行動障害の有無が不明	332件	49.8%	28件	77.8%	31件	88.6%
計	666件		36件		35件	

(5) 虐待を行った従事者の職種

虐待を行った従事者は、生活支援員が最も多く割合を占め、次いで重度訪問看護従事者の順になっている。

	全国			愛知県		
	サービス責任者	管理責任者	施設運営者	看護職員	職業指導員	世話人
平成29年度	2人	1人	2人	2人	0人	0人
	5.4%	2.7%	5.4%	5.4%	0.0%	0.0%
平成28年度	2人	3人	0人	0人	4人	2人
	6.3%	9.4%	0.0%	0.0%	12.5%	6.3%
平成27年度	2人	0人	2人	0人	4人	1人
	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	15.0%	0.0%

* 1件につき複数の虐待者がいる場合もあるため、101のうち、虐待と認めた件数とは一致しない。

(6) 停待の発生要因

市町村職員等が判断した停待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く全体の7割以上を占め、次いで「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」の順となっている。

	全国			愛知県		
	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度
虐待と認めた件数	459件	32件	31件	32件	31件	18件
教育・知識・介護技術等に関する問題	262件	59.7%	23件	71.9%	26件	83.9%
職員のストレスや感情コントロールの問題	207件	47.2%	11件	34.4%	5件	16.1%
倫理観や理念の欠如	235件	53.5%	15件	46.9%	11件	35.5%
虐待を防ぐる組織風土や職員間の関係性の悪さ	84件	19.1%	5件	15.6%	2件	6.5%
人員不足や人員配置の問題及び調査する多忙さ	86件	19.6%	5件	15.6%	5件	21.3%
※ 複数回答あり ※ 制合は、虐待と認めた件数(全国値は、虐待者が特定できなかった件数を除いたもの)に対する割合						

(7) 停待防止に向けた課題と対応

課題

施設担当者による障害者虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多くなっている。障害者特有の適切な支援ができるよう、支援者の資質の向上を図る必要がある。また、「倫理観や理念の欠如」の割合も高いことから、支援者の倫理的意識を高め、していく必要がある。
また、障害者本人が気性に相談できる施設内外の停待相談窓口の設置も求められている。

対応

- ① 強度行動障害者業成研修など、特に支援が難しい障害者に対する専門的な研修の開催
- ② アンケートなどを通じて、支援者の資質の向上に向けた研修の開催
- ③ 支援者の資質の向上を図るために研修の情報提供
- ④ 権利擁護研修の開催、特に未受講の施設に対する研修実施
- ⑤ 障害者に対する身近な相談窓口の設置

(8) 停待終了後の支援

虐待事案が発生した場合には、停待防止が最も重要なである。このため、発生原因を分析とともに、再発防止のための改善策や資質向上の取組等を改善計画書等により構成していく必要がある。

<平成29年度における改善計画の取組例>

- ・職員研修の実施(権利擁護、強度行動障害、発達障害、アンガーマネジメント等) ⇒ 質の向上
- ・外部研修への参加、受講した研修の施設内伝達研修の実施
- ・職員アンケートや聞き取り、虐待防止チェックリストの実施 ⇒ 支援の振り返り
- ・虐待防止マニュアルの作成 ⇒ 障害の意識統一、質の向上
- ・ストップゴンやボスターの作成 ⇒ 障碍の見直し ⇒ 負担軽減

4.使用者による障害者虐待の詳細

(1) 虐待と認められた事業における被虐待障害者から見た虐待者の身分

虐待者は、事業主が最も多く8割近くを占め、次いで所属の上司の順となっている。

	事業主	所属の上司	その他	不明	計
平成29年度	15人 78.9%	3人 15.3%	0人 0.0%	1人 5.3%	19人 52.8%
平成28年度	22人 100.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	22人 100.0%
平成27年度	13人 72.2%	3人 16.7%	1人 5.6%	1人 5.6%	18人 100.0%

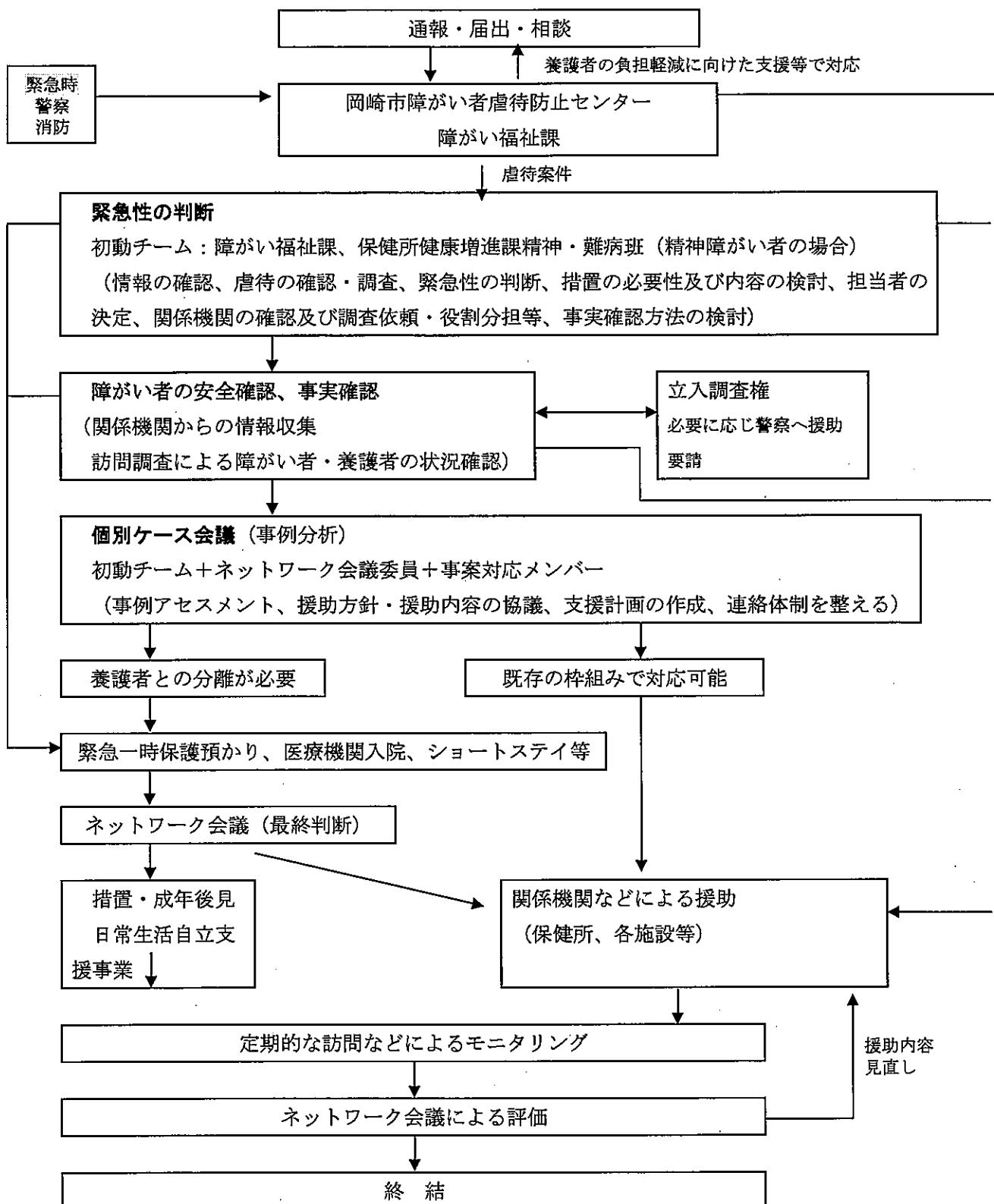
(2) 虐待と認められた事業における被虐待障害者の雇用形態

被虐待障害者の雇用形態については、パート・アルバイトが最も多く割合以上を占め、次いで不明、正社員の順となっている。

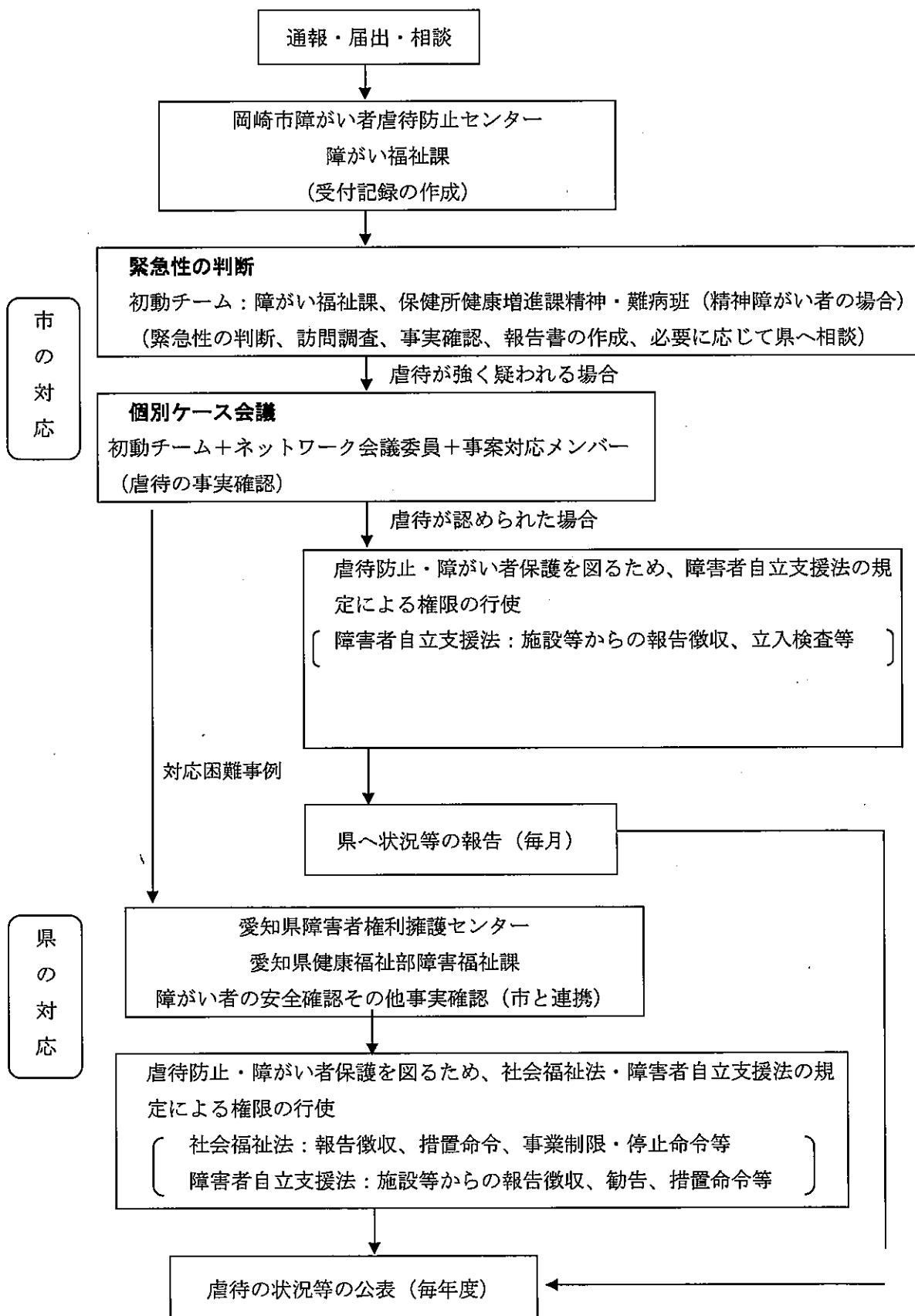
	正社員	パート・アルバイト	期間契約社員	不明	計
平成29年度	6人 20.7%	9人 31.0%	3人 10.3%	11人 37.9%	29人 100.0%
平成28年度	7人 31.8%	14人 63.3%	0人 0.0%	1人 4.5%	22人 100.0%
平成27年度	6人 33.3%	10人 55.6%	0人 0.0%	2人 11.1%	18人 100.0%

※ 1件につき複数の虐待者の虐待があるため、1件のうち、虐待と認められた件数」とは一致しない。

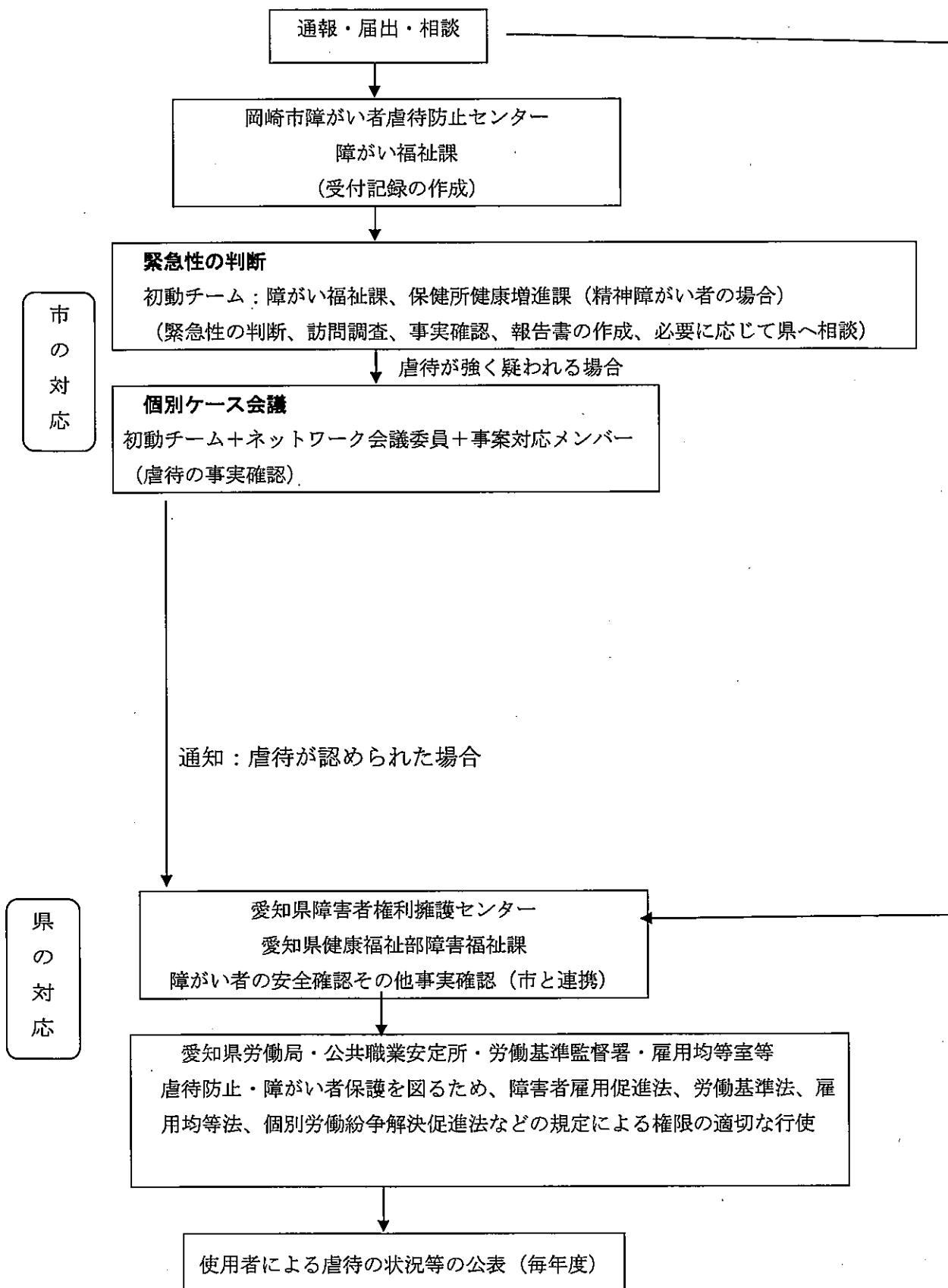
養護者による障がい者虐待への対応フロー



障がい福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応フロー



使用者による障がい者虐待への対応フロー



平成31年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1 届出書の提出期限

4月から加算を取得する場合：平成31年2月28日（木）～平成31年4月15日（月）まで
年度途中から加算を取得する場合：加算を取得しようとする月の前々月の末日まで

2 提出先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市福祉部障がい福祉課施策係 宛

- 届出書類に必要事項をご記入の上、郵送で提出してください。
- 指定権者が岡崎市以外の障がい福祉サービス事業所等（障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設・障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設）を運営する法人は、全ての指定権者への申請が必要です。
- 平成31年4月1日より愛知県から岡崎市へ「指定通所支援事業の指定」の権限が委譲されます。対象のサービスは児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅型児童発達支援です。これに伴い、当該サービスにおける平成31年度の計画書及び新規加算取得に関する手続きに関しても、申請先が愛知県から岡崎市へと変更となりますのでご承知おきください。

3 届出書類

書類一覧	必要書類
別紙様式1 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書	○
別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書	○
別紙様式2（添付書類1） 福祉・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）	△ ※1
別紙様式2（添付書類2） 福祉・介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）	△ ※2
別紙様式2（添付書類3） 福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）	△ ※3
就業規則、賃金規定、社内規則等（キャリア・パス要件I及びIIIを満たす事業者は内容が確認できるもの）（原本証明必要）	△ ※4
労働保険関係成立届、労働保険概算、確定保険料申告書等（いずれか1つ）（原本証明必要）	△ ※5

※6

※1 岡崎市が指定権者となっている障がい福祉サービス事業所等を複数有する場合に必要

※2 岡崎市及び岡崎市外に、複数の障がい福祉サービス事業所等を有する場合に必要

- ※3 都道府県の県域を越えて、複数の障がい福祉サービス事業所等を有する場合に必要
- ※4 次のいずれかに該当する場合に、提出が必要
 - ①平成30年度に当該加算を取得していたが、加算区分の変更や、就業規則等の内容に変更がある場合
 - ②当該加算の届出書を岡崎市へ初めて提出する場合
- ※5 当該加算の届出書を岡崎市へ初めて提出する場合に提出が必要
- ※6 障がい児通所支援事業所のうち岡崎市に提出したことのない事業所はいずれも提出が必要

4 キャリア・パス体系について

キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たすためには、次に示すような福祉・介護職員のキャリア・パス体系を明確に定め、福祉・介護職員に周知しなければなりません。

キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢを満たす事業者は、加算の届出書に関係資料の添付が必要となりますので、忘れずに添付してください。

<キャリア・パス要件Ⅰ及びⅢに関する定めの例示>

職位	職責・職務内容	任用要件・昇給要件	賃金体系
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・サービス提供の統括 ・各班長の指導 ・サービス提供記録のとりまとめ、管理者、サービス管理責任者への報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・7年目～ ・事業所が指定する資格 ・人事評価S判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 35万円～ ・主任手当 5万円
班長	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・一般職の指導・サポート ・一般職作成のサービス提供記録のとりまとめ、主任への報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年目～ ・介護福祉士 ・班長試験A判定以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 28万円～ ・班長手当 2万円
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適切なサービスの提供 ・サービス提供記録の作成、報告 ・サービスの企画・発案 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給 22万円～

【職位】

福祉・介護職員（管理者、サービス管理責任者、事務員、調理員等を除く）に二段階以上の職位を定める。職位の名称に定めは無い。

【職責・職務内容】

各職位に応じて行うべき業務、求められる能力を定めたもの。

【任用要件・昇給要件】

福祉・介護職員が昇格、昇給するための条件。非正規職員を含め、当該事業所等で勤務する全ての福祉・介護職員が対象となるものが必要となる。

キャリア・パス要件Ⅲを満たすには、昇給要件として、「経験」、「資格」、「評価」（三要件）のいずれか一つ以上に該当しなければならない。

【賃金体系】

職位、職責・職務内容、任用要件・昇給要件を、既存の給与等級表と対照させる形も可。手当の増額等により賃金を上げることも可。

30 障第 1367 号
平成 31 年 3 月 19 日

事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

岡崎市指定地域生活支援事業の加算届出書の提出について（通知）

日頃は市の障がい福祉行政に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。
岡崎市指定地域生活支援事業の要綱等の規定により、日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。

つきましては、平成 31 年度に当該加算を算定する事業者におかれましては、下記のとおり加算届を提出してください。

なお、平成 30 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、平成 31 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 必要書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」のとおり

※ 様式はホームページより取得してください

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p017524.html>

2 提出期限

平成 31 年 4 月又は 5 月から加算を算定する場合：平成 31 年 4 月 15 日（月）

※ 郵送にて提出する場合は 15 日（月）の消印有効

3 その他

・年度途中においても、届出の提出や加算の算定は可能です。毎月、15 日までに提出すると、翌月 1 日から適用されます。

例) 5 月 15 日提出→6 月 1 日加算適用

5 月 16 日提出→7 月 1 日加算適用

・要綱等はホームページに掲載しております。加算算定に当たっては、要件等を確認の上、届け出してください。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012903.html>

担当 障がい福祉課施策係

電話 0564-23-6165

FAX 0564-25-7650

E-mail shogai@city.okazaki.lg.jp

30障第1366号
平成31年3月19日

事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

平成31年度給付費算定に係る体制等に関する届出書等の提出について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護
給付費等の算定は「平成18年厚生労働省告示第523号」に基づき、児童福祉法
における障がい児通所給付費の算定は「平成24年厚生労働省告示第122号」に基
づき、給付費算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

平成31年4月適用の当該届出書については、下記のとおり提出してください。
なお、平成30年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提
出がなければ、平成31年度の加算等の算定は認められませんので、御注意くだ
さい。

記

1 提出の必要がある事業所

次の事業所は原則、提出が必要
障がい福祉サービス事業所
障がい者支援施設
相談支援事業所
障がい児通所支援事業所

※ ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合
のみ提出は不要
※ 平成31年度から、岡崎市に所在する障がい児通所支援事業所の届出は、
愛知県から岡崎市への提出に変更

2 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類
※ ホームページに掲載した事業種別書類一覧表を確認すること
※ 届出書の様式もホームページより取得すること

【ホームページURL】

<<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012810.html>>

3 提出期限

平成31年4月15日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ15日（月）の消印有効

4 留意事項

- ・4月開始の加算及び5月開始の加算とともに、提出期限は4月15日（月）となる。4月15日までに届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になる。
- ・給付費の算定上、届出が必要なものについては、届出書の提出がなければ算定することができない。届出書の提出がなく算定を行っている場合については、不当利得となり返還措置の対象となる。
- ・届出書は、当該年度の加算算定に関して、毎年4月1日の状況（従業者の勤務は毎年4月の勤務予定）について提出することとなる。
- ・毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況に変更があった場合は、その都度届出書の提出が必要となる。その際、変更の適用（算定される単位数が増えるものに限る。）は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以後になされた場合は、翌々月から算定を開始することとなる。
- ・加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。
- ・「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」を算定するには、本通知で案内する届出とは別に、当該加算に関する届出の提出が必要となる。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係

TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650

Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

指定障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

1 業務管理体制を整備する必要のある事業者

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

2 整備すべき業務管理体制

(1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容	業務執行状況の監査の定期的な実施		
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)(障害者総合支援法及び児童福祉法を以下「法」という。)に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない事業所の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

ん。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

(4) 業務執行状況の監査について

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行なうことが望されます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

3 届出先

(1) 届出先等

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なりますのでご注意下さい。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線3009)
②	事業所等が岡崎市のみに所在する事業者(障がい児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策係) TEL0564-23-6165
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 <u>※岡崎市は届出先ではありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

4 届出様式

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

- (1) 法人として新規で①指定障がい福祉サービス事業又は指定障がい者支援施設の運営、
②指定相談支援事業、③指定障がい児通所支援事業、④指定障がい児相談支援事業を
始める場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご留意下さい。

- (2) 業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式4号
事業所一覧	事業所一覧

◎ 次の場合に該当すれば変更の届出が必要となります。

- ア 法人の種別、名称(フリガナ)
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- ウ 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

5 届出の注意点

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種類ごとに1事業所と数えます。
- ・事業所番号が同一であっても、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。

例 多機能型事業所で、生活介護事業と就労継続支援B型事業の指定を受けている場合は事業所一覧表に2段に分けて記載します。

- ・事業所の数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに事業を数え、条文ごとに届け出してください。

例) 岡崎市内だけに事業所があるX法人で、現在指定を受けているサービス事業が①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護、④重度訪問介護、⑤一般相談支援、⑥特定相談支援、⑦児童発達支援、⑧放課後等デイサービス、⑨障がい児入所支援、⑩障がい児相談支援であった場合、全体としては10事業所ですが、根拠条文ごとに数えるため、下記のとおりの届出を行います。

X法人が行う届出については以下のとおりです。

番号	種類	根拠条文	提出先
①～④	指定障がい福祉サービス	障害者総合支援法第51条の2	岡崎市
⑤、⑥	指定相談支援	障害者総合支援法第51条の31	岡崎市
⑦、⑧	指定障がい児通所支援	児童福祉法第21条の5の26	岡崎市
⑨	指定障がい児入所支援	児童福祉法第24条の19の2	愛知県
⑩	指定障がい児相談支援	児童福祉法第24条の38	岡崎市

- ・従たる事業所については、主たる事業所と一体運営をしているため、主たる事業所と従たる事業所で1事業所として数えます。

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策ノックページに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し 改定率 +0.44%
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定

新しい経済政策ノックページ(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

5. 介護人材の処遇改善

(具体的な内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

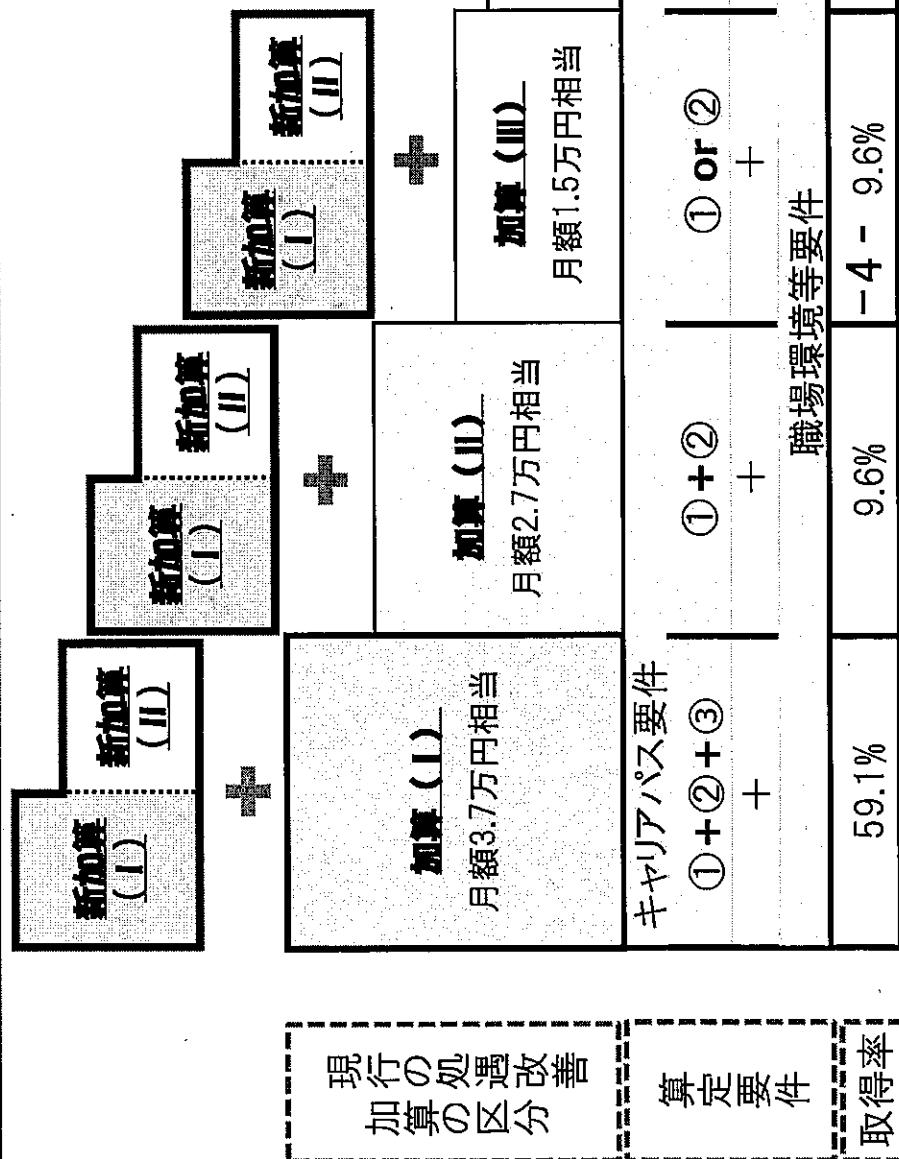
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいづれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等を通りた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たつては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定
- ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）と加算（Ⅲ）と加算（Ⅳ）と加算（Ⅴ）と加算（Ⅵ）
- ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと)。
- ※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

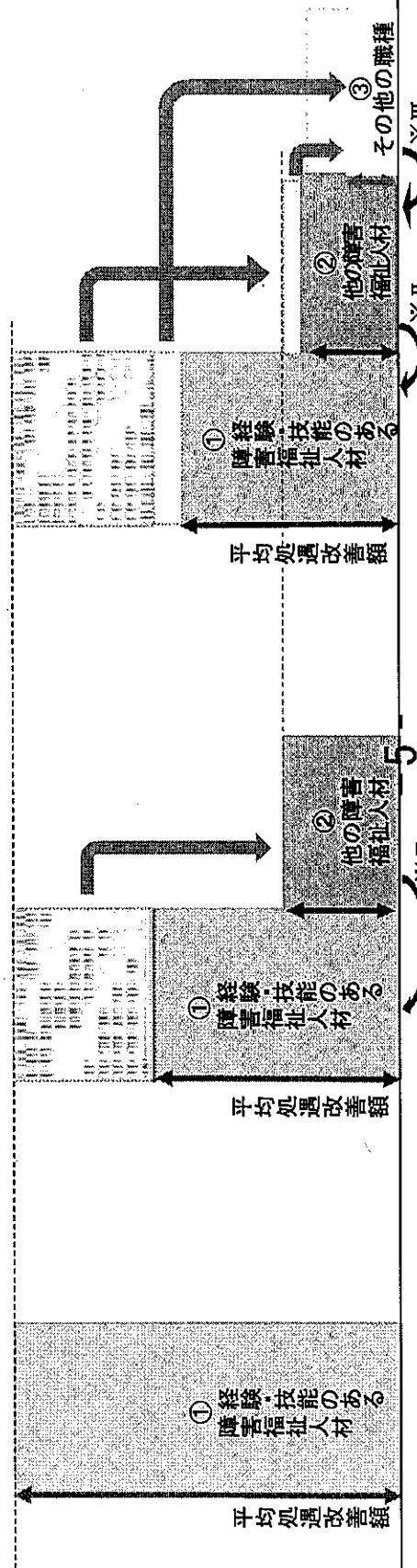
【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①について、勤続10年の考え方方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内の一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※ I ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護職種(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)
- ※ II 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※ III 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。
- (③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)

全て選択可能



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
居宅介護※	7.4%	5.8%	<u>30.2%</u>	<u>22.0%</u>	<u>12.2%</u>
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	<u>19.1%</u>	<u>13.9%</u>	<u>7.7%</u>
同行援護※	14.8%	11.5%	<u>30.2%</u>	<u>22.0%</u>	<u>12.2%</u>
行動援護※	6.9%	5.7%	<u>25.0%</u>	<u>18.2%</u>	<u>10.1%</u>
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%

サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%	
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%	
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%	
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%	$\times 0.9$

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援(移行)、地域相談支援、障害児相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

事業所指定事務について

～平成 31 年度の変更事項～

1 平成 31 年度障がい福祉サービス等報酬改定について（資料①）

消費増税に合わせて平成 31 年 10 月に、次の 2 点が変更される見込みです。

①消費増税相当分を上乗せし、各種サービス基本報酬単位数の見直す。

②介護人材の待遇をより一層進めるため、福祉・介護職員待遇改善加算の制度を変更する。

→年度途中の制度変更となるため、現状、当該加算を取得している事業者においても、別途届出を要する見込みです。取扱いの詳細が分かり次第、別途ご案内します。

2 障がい児通所支援の指定等権限の移譲について

平成 31 年 4 月より、愛知県から中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）へ、障がい児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援）の指定権限が移譲されます。今後、岡崎市に所在する障がい児通所支援事業所の指定申請、変更届、加算届等の各種届出は、岡崎市へ提出してください。なお、障がい児入所施設の指定等は、引き続き愛知県が担当です。

3 業務管理体制に関する事務の権限移譲について（資料②）

平成 31 年 4 月より、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者に関する業務管理体制の届出先が、愛知県から岡崎市に変更となります。ただし、愛知県内の他市にも事業所を有する法人は愛知県に提出、愛知県外にも事業所を有する法人は厚生労働省に提出となります。

4 サービス管理責任者の配置に係る猶予期間の終了について

サービス管理責任者の配置に関して、「事業の開始後 1 年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置については、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了となります。

～平成 31 年度の加算届等の提出～

5 平成 31 年度加算届の提出（資料③）

毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出が必要です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。なお、平成 30 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、平成 31 年度の加算等の算定は認められませんので、ご注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

原則全ての、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所

※ ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

(2) 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日（月）消印有効

6 平成 31 年度加算届の提出（日中一時支援事業）（資料④）

岡崎市指定日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。平成 31 年度に当該加算を算定する事業者は、加算届を提出してください。なお、平成 30 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、平成 31 年度の当該加算の算定は認められませんので、ご注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

日中一時支援事業所で平成 31 年度に次のいずれかの加算を算定する事業所

①低所得者食事提供加算 ②未就学児受入加算 ③医療的ケア加算

(2) 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」に記載のある書類

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日（月）消印有効

7 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の提出（資料⑤）

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算は年度ごとの届出となっており、平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定される事業者は必ず届出が必要です。当該加算を取得予定で、まだ未提出の事業所については、届出を行ってください。

(1) 提出書類

資料⑤に示すとおり。

(2) 提出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）期限厳守

※ 郵送にて提出する場合のみ 15 日（月）消印有効

8 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書の提出

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。

届出先は平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書を提出した行政機関（年度途中で提出先が変更になった場合は変更後の行政機関）と同一となります。岡崎市にある事業所であっても提出先が岡崎市とは限りませんのでご注意ください。

(1) 提出期限

平成 31 年 7 月 31 日（水）

※ 平成 30 年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前にご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書（別紙様式 5）
- ・支払実績明細書（参考様式）
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）（別紙様式 5（添付書類 1））
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式 5（添付書類 2））※ 1
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式 5（添付書類 3））※ 2

※ 1 都道府県の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

※ 2 市町村の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

～その他注意点～

9 勤務形態一覧表の記入方法について（前年度平均利用者）

加算届、変更届の必要書類として勤務形態一覧表の提出を求めていきます。この様式内にある「前年度平均利用者数」の算定方法の参考に算定シートをホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。平均利用者数は職員配置、給付金算定の根拠となるものです。各事業所で責任を持ち管理してください。

10 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

- 指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月1日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。
- 指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態で、指定は受けられません。
- 指定申請において記載した配置職員が、指定数日後に退職等により配置されない事例が見受けられた場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となります。そのような事態にならないよう、十分ご注意ください。

11 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

- 事業所の届出情報が変更される際は、変更届の提出が必要です。
- 変更届の提出期限は変更日から10日以内です。期限遵守してください。
- 変更内容が、「生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」に当たる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月1日付け適用です。
- 事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

12 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

- 毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- 給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以後になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。
- 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。

13 再開・廃止・休止の各届出について

- 再開届の提出期限は再開日から 10 日以内です。期限遵守してください。
- 再開にあたっては、指定基準を満たしている必要があることから、事前に相談してください。
- 廃止届、休止届の提出期限は廃止日又は休止日の 1箇月前です。期限遵守してください。
- 廃止、休止にあたっては、現に利用している利用者への対応が求められるため、事前に相談するとともに、利用者の次の利用事業所等の確保に努めてください。

14 業務管理体制整備に関する届出について

- すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。
- 届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からぬ場合は、一度お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	事業所等が岡崎市のみに所在する事業者(障がい児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策係) TEL0564-23-6165
③	①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 <u>※岡崎市は届出先ではありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

15 情報公表制度に関する届出について

平成 30 年 4 月から障がい福祉サービス等情報公表が制度化されました。障がい福祉サービス等情報の公表は、「障がい福祉サービス等情報公表システム」にインターネットを通じて行っています。まだ、公表が完了していない事業所は、早急に対応してください。なお、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者においては、運営上義務付けられている自己評価結果を各事業者等のホームページに掲載し、「障がい福祉サービス等情報公表システム」に公表場所（URL 等）を登録しなければ、給付金減算となりますので、ご注意ください。

障害福祉サービス費等の 請求について

平成31年3月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉室

目次

次

1. 通知書類について

…P.3

〔1〕通知書類の種類

…P.3

〔2〕通知書類の取得方法

…P.4

2. 照会の多いエラーについて

…P.9

3. 送信済データの取下げについて

…P.13

〔1〕請求期間内の取下げ

…P.14

〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について

…P.19

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

…P.21

1. 通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
(郵送ではありません)

[1] 通知書類の種類

【請求翌月の第1営業日】

- ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書
 - ・返戻等一覧表 ※返戻がある場合のみ
- ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(返戻があるときなど)

【請求翌月の10日頃（10日が土日祝の場合 → 前営業日）】

- ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・処遇改善（特別）加算総額のお知らせ ※処遇改善加算を算定された場合のみ
- ・障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください！※

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。
パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

◇取込送信システムから取得する場合

(1) [請求情報取込/送信] ボタンをクリックします。

(2) 「請求年月」を「平成24年05月」に、「請求先」を「東京」に選択します。

(3) 「最新情報更新」ボタンをクリックします。

(4) 「通知書類一覧」画面で、「返辰等-誓表」「障害福祉サービス費等支払決定書類」「障害福祉サービス費等支払決定通知書」「障害福祉サービス費等支払決定額内訳書」を選択します。

(5) 「通知書類取得」ボタンをクリックします。

取得したい書類にをれます。
(取得日時が“未受領”的場合はが入った状態で表示されます)

選択	通知書類名	発行日時	取扱日時
<input type="checkbox"/>	返辰等-誓表	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス費等支払決定書類	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉サービス費等支払決定通知書	平成24年06月03日 00:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	平成24年06月03日 00:00	未受領

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する

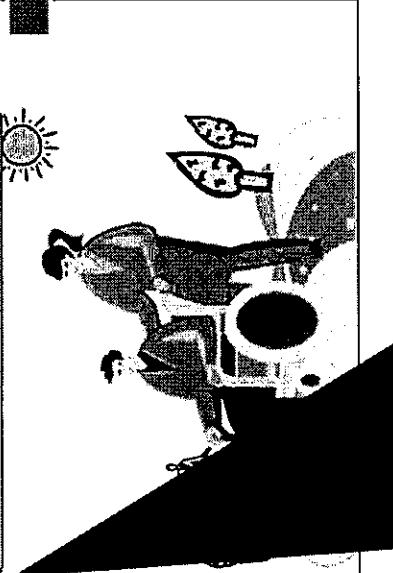
電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>) にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

介護保険の請求はこちら

障害者総合支援の請求はこちら

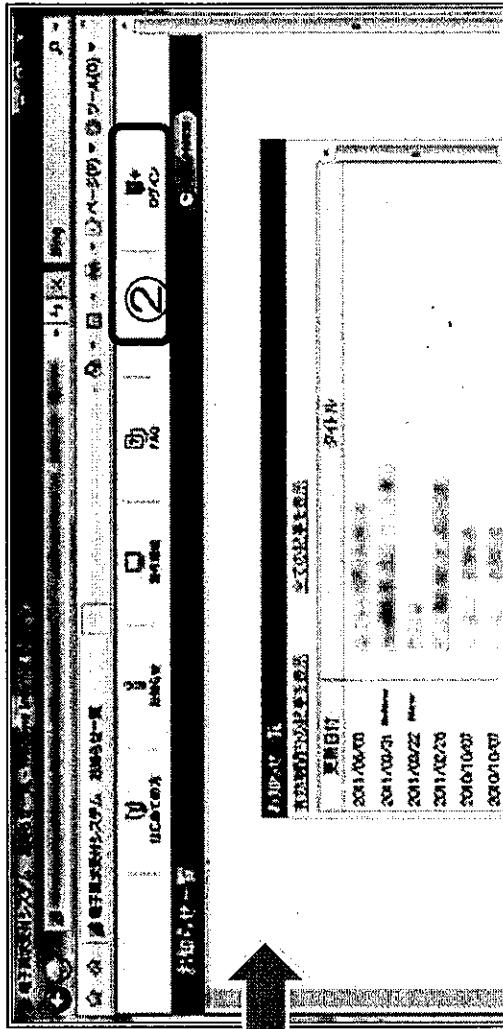
代理人情報／代理入金明細の申請はこちら



障害者総合支援の請求はこちら

① 障害者総合支援の請求はこちら

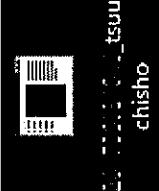
② 代理人情報／代理入金明細の申請はこちら



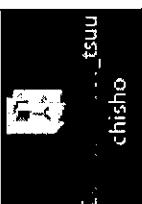
代理請求（ユーザIDがHD～始まる）の場合
「障害者総合支援の請求はこちら」から
ログインします。

会員名		電子請求書付次第名 勘定一覧				
会員ID	会員名	<input type="checkbox"/> Q	<input checked="" type="checkbox"/> 電子一覧	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> データベース	<input type="checkbox"/> フラッシュドライブ
会員登録ID	会員名	<input checked="" type="checkbox"/> 電子一覧	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> データベース	<input type="checkbox"/> フラッシュドライブ	<input type="checkbox"/> ログイン
処理対象年月(請求年月)と で絞りの入力ができます						
処理対象年月	年 * 年 ~ 月 * 月					
<input type="checkbox"/> 全件 <input type="checkbox"/> 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 5月						
<small>件数が多すぎます場合は、[詳細]ボタンを押してください。</small>						
<small>件数が多すぎます場合は、[詳細]ボタンを押してください。</small>						
請求書類						
登録番号	登録番号	支店名	請求年月	送達 地域	KPI	管理
131111111	請求書類番号A	2000/01	○ - 別途決済	<input type="checkbox"/>	確認	<input checked="" type="checkbox"/> 取得
131111111	請求書類番号B	2000/01	○ - 別途決済	<input type="checkbox"/>	確認	<input checked="" type="checkbox"/> 取得
取扱状況						
取扱番号	取扱番号	取扱年月	取扱日時	取扱状況		
131111111	13899800001201002	2009/12/12	2009/12/13 10:00	-		
取扱状況	取扱状況	取扱年月	取扱日時	取扱状況		
-	-	-	-	-		
通知書類						
通知書名	通知書名	通知書年月	通知書日時	取扱状況		
PDF	以保特一覽表	2009/01/05	15:00	2009/01/05 15:00		
PDF	仲商社ツービス請求決定書類	2009/01/05	15:00	2009/01/05 15:00		
CSV	仲商社ツービス請求決定書類	2009/01/05	15:00	未受領		
<small>(3) <input type="checkbox"/> 順次 <input checked="" type="checkbox"/> 未受領 <input type="checkbox"/> 決定期間超過</small>						
<small>(4) <input type="checkbox"/> 順次 <input checked="" type="checkbox"/> 未受領 <input type="checkbox"/> 決定期間超過</small>						
<input type="checkbox"/> 戻る 取得ボタンをクリックします。 通知書類はデスクトップ等に保存してください 保存したファイルの開き方⇒P.8						

◇デスクトップに保存したファイルを開く

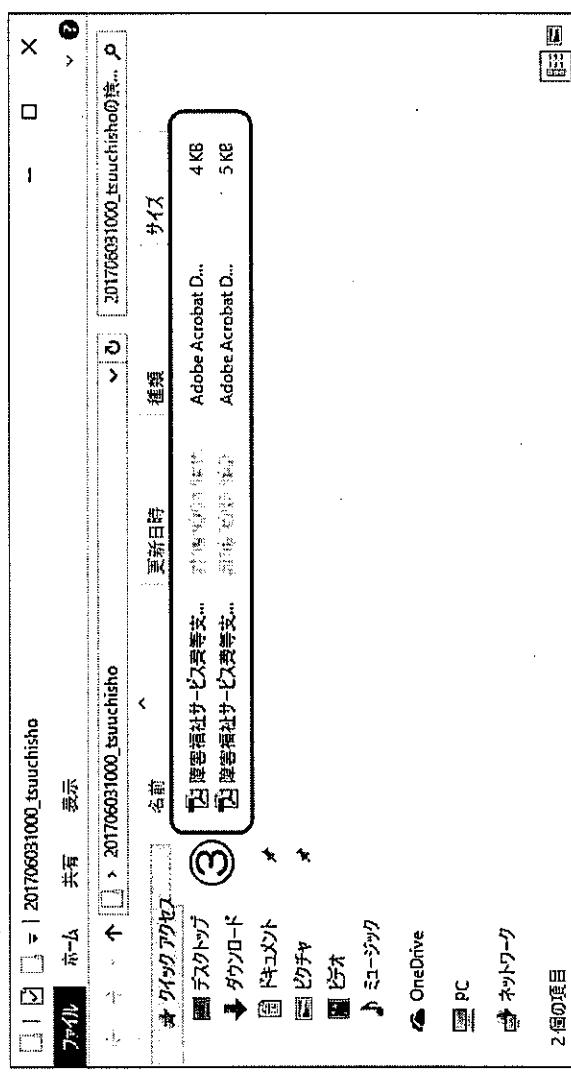
- ①  請求システムから取得したアイコン(①)をダブルクリックすると
フォルダ(②)がデスクトップ上に作成されます



- ②  フォルダ(②)をダブルクリックします



電子請求受付システム(WEBサイト)から
取得した場合は②から進んでください



2. 照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
① EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定期情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	・受給者証番号に誤りがないか ・市町村番号に誤りがないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
② EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	・サービスコードに誤りはないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③ EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	・受給者証の支給決定期間が切れていなければ ・他のサービスに切替つていなければ ・契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P.11参照）	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④ PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになつた	①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求	

エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤ ECO5	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	契約情報に同じサービスが2行以上記載される	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P.11参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 (途中で契約支給量が変更になつた場合は最新のものだけを記載します)
⑥ ECO9	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在しません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出してないか（→P.12参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

- ・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・上記以外のエラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「◆よくあるエラー」から③、⑤、⑥について解説します

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまったとエラーになります。
サービス月時点でのみ記載してください。

【契約内容報告書】
契約内容の報告
受給者証の
事業者記入欄
の番号

《H30.3月提供分》

契約内容報告書 受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日	
				契約終了年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	平成28年 2月21日		
1	家事援助	17.5 時間	平成28年 2月21日		

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（H29.3.1～H30.2.28；終了）
家事援助決定（H30.3.1～H31.2.28）

“身体介護の請求なし”でも
返戻になってしまいます

【請求明細書】	
サービス内容	サービスコード
居介特定事業所加算Ⅱ	116011
家事日中1.0	116115
居介対遇改善加算Ⅲ	116665
	102
	1

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。
月途中で契約支給量が変更になった場合は変更後の契約情報のみを記載してください。

【契約内容報告書】
契約内容の報告
受給者証の
事業者記入欄
の番号

契約内容報告書 受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日	
				契約終了年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護その他	10 時間	平成30年 3月20日		
8	重度訪問介護その他	20 時間	平成30年 3月1日	平成30年 3月19日	

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ(ハナコ) H30年10月利用分 上限額管理結果票
H30年11月受付分にて返戻 → H30年12月再請求 ⇒ EC09で返戻

ID:R11403 障害者総合支援		返 戻 等 一 覧 表		愛知県国税局	
				平成30年11月受付分	
事業所番号	22609999999	障害児給付費			
事業所名	あいうえお				
支給料金	23599999999	登記証明書番号	受給者番号	受給者氏名	サービス区分
コード					提供年月
PP03	23599999999	固有名	9999999999	コクホタ	平成30年10月
		上線額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります。			

最初の請求が
返戻になつている



【H30.12月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）			
平成 30 年 10 月分			
都道府県等番号	23599999999	指定事業所番号	23599999999
受給者番号	99999999999	管轄事務所及び その事業所の名称	あいとうえお
支給決定障害者番号	コクホタ		
氏名			
支給決定に係る 障害児氏名	コクホタ		
利用者負担上限月額	4,600	情報作成区分	修正
利用者負担上限管理結果	1		

1 皆理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

3. 送信済データの取下げについて

- 請求データ送信後、誤り等に気付き、修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げを行なう必要があります。
- 送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。
対応方法については下記のとおりです。

当月請求分 (1月～10月)	請求期間内 (11月～月末) 請求期間外 (11月～月末)	<ul style="list-style-type: none">• 送信済データを取下げてから修正データを送信してください。• 事業所のパソコンから取下げ可能です。• 取下げ方法には2種類あります。 ⇒P.14「〔1〕請求期間内の取下げ」へ <p>国保連合会または市町村にご相談ください。</p>
前月までの請求分 (返戻になつていないもの)		市町村に過誤申立を行なってください。 ⇒P.19「〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について」へ

[1] 請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

- ①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合
→1回目に受付(送信)したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
→2回目に受付(送信)したデータは重複請求で返戻(工ラーコード: ECO1)となります。

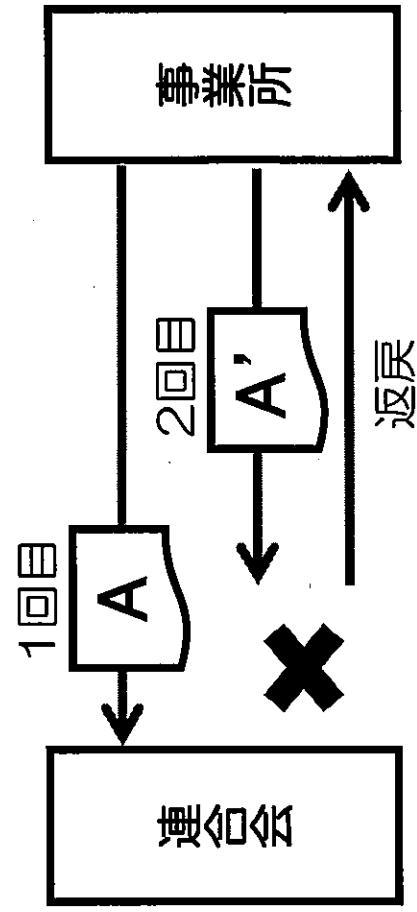
※2回目のデータが正当(1回目のデータが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

- ②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるとため、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに關しては、再請求する必要はありません。(明細書データに基づき審査支払いを行つたため。)

- ③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図



①請求システムから取下げを行う場合

①-1 簡易入力システムでの取下げ方法

① 請求年月を
当月にします

② 取下げたい
データを選択

③ 請求年月 平成24年05月
請求先 ○○○

④ 最新情報更新

⑤ 平成24年05月05日 平成24年05月05日 正常引落
最終取得日時 平成24年05月06日

⑥ 読み取り
到達結果

<請求状況の表示について>

- ・取下げるボタン押下後→「取下げ依頼中」
- ・（「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後）
最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」
- ※「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

①-2 取込送信システムでの取下げる方法

①

② 請求年月を
当月にします

③ 最新情報更新

④

⑤ 取下げるデータを選択

<請求状況の表示について>

- ・取下げるボタン押下後→「取下げる依頼中」
- ・（「取下げる依頼中」が表示されてから約5分後）
最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

※ 「取下げる依頼中」の状態でもデータ送信可能

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



This screenshot shows a detailed view of a claim submission form. At the top, there is a header with various buttons and links. Below the header, there are several input fields and dropdown menus. A large red circle labeled ② is placed over one of the input fields. To the right of the form, there is a vertical list of dates:

請求日付	支給年月
2011/03/03	2011/03/03
2011/03/31	2011/03/31
2011/03/22	2011/03/22
2011/03/25	2011/03/25
2011/03/07	2011/03/07
2011/03/27	2011/03/27

A large black arrow points from the bottom left towards the red-highlighted field, indicating the user action.

③ 電子帳簿化システム 請求一覧

処理対象年月=請求年月。
例えは当月がH30年1月であれば
処理対象年月=2018/01の
詳細ボタンを押します。

支店名	請求区分	処理対象年月	請求	登録	削除	登録削除	登録登録	登録削除削除	登録登録登録
13111111 借入事務所A		2008/02	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111 借入事務所A		2008/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111 借入事務所A		2008/12	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111 借入事務所A		2008/11	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111 借入事務所A		2008/10	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 決算登録

⑤ 確認

取下げボタンの
ないデータは
取下げできません

取下げたいデータの
取下げボタンを押下

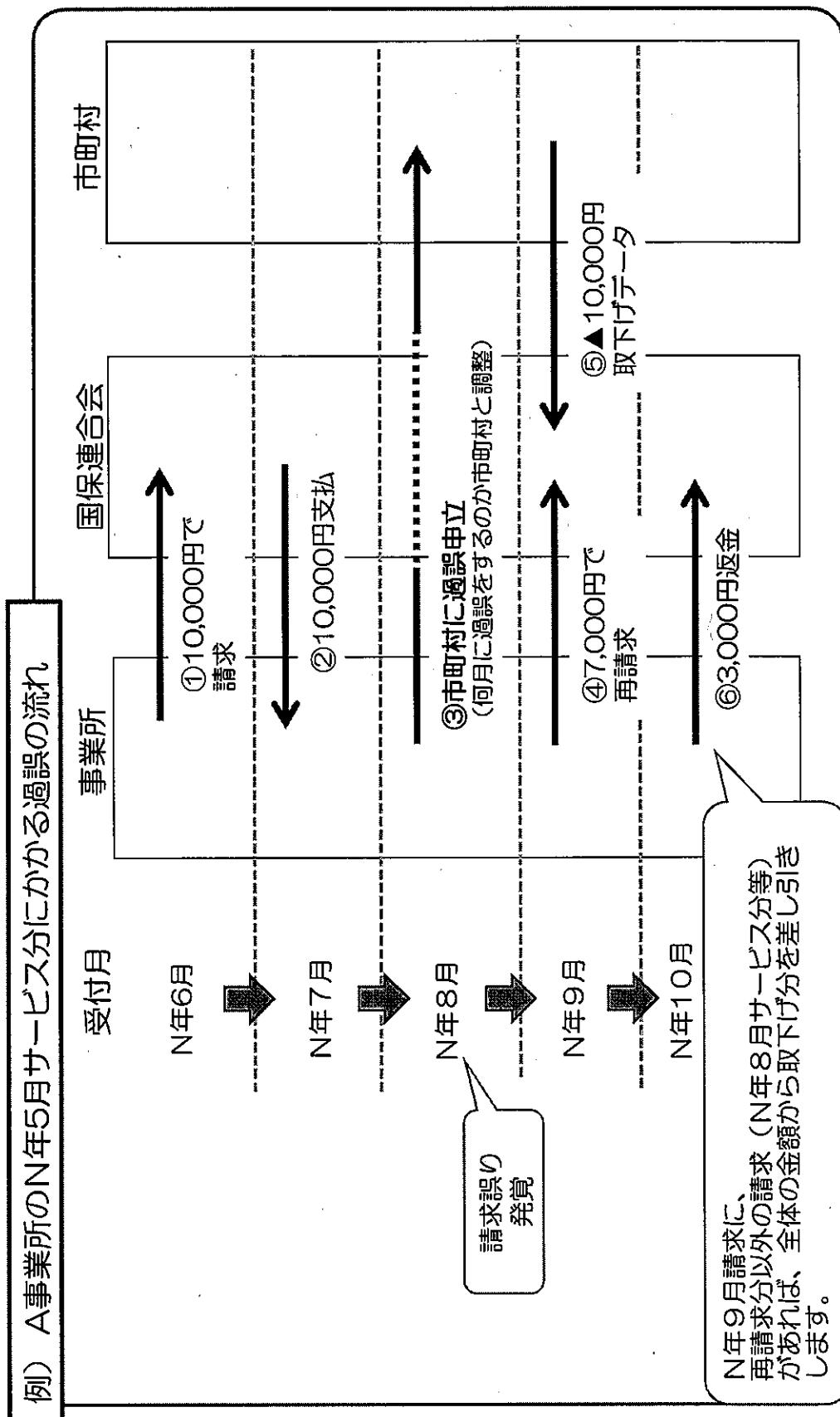
⑥ 戻る

会員登録番号	請求年月	請求登録	登録	削除	登録削除	登録登録	登録削除削除	登録登録登録
13111111	2008/01	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111	2008/02	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111	2008/12	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111	2008/11	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13111111	2008/10	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げる場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、明細書データ単位で処理がされます。
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることになりますので、必ず修正データを再請求する必要があります。



N年9月請求に、
再請求分以外の請求（N年8月サービス分等）
があれば、全体の金額から取下げ分を差し引き
します。

◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

*過誤申立を行ったデータの再請求がない場合
当月請求分のみの金額から過去、支払済の金額を取り下げし相殺するため、事業所への支払額が大幅に少なくてなる可能性があります。

*事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合
請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。
振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求して下さい。

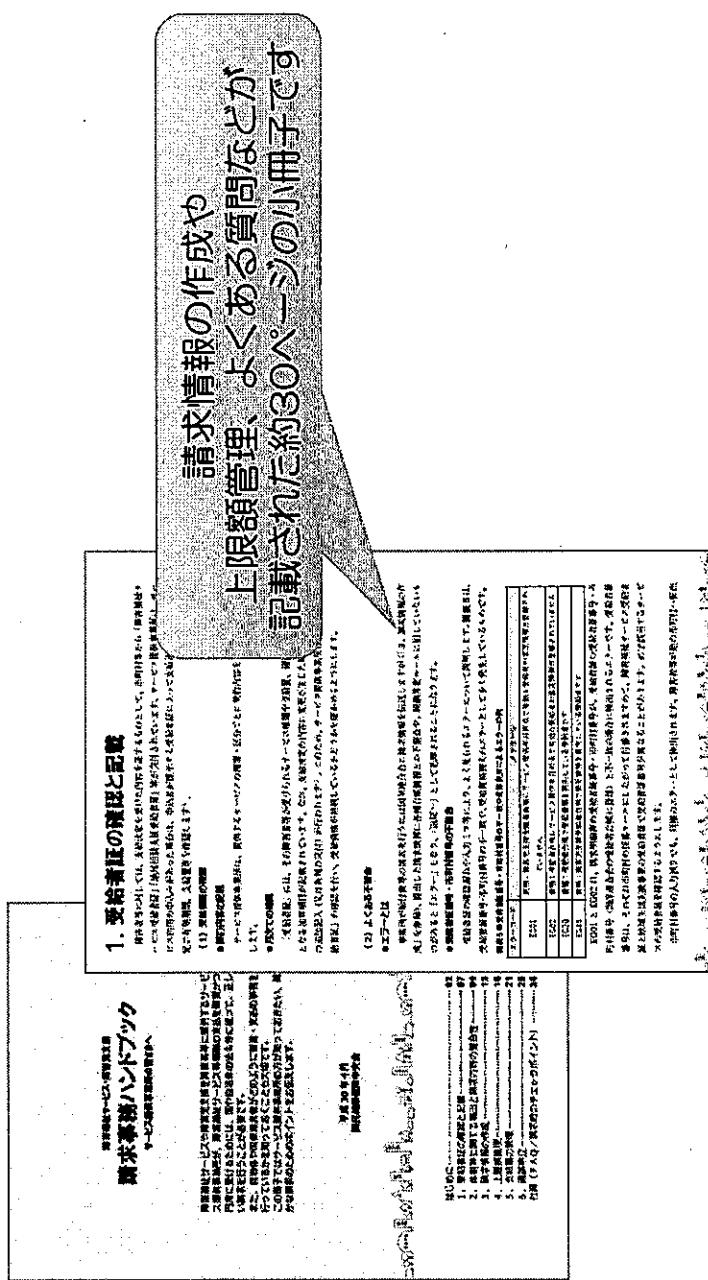
*上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所により当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

提供年月	平成 29 年 10 月分	管理事業所名	神奈川県立厚生年金
受給者証番号	?	障害児氏名	こうだん
情報作成区分	修正	部直付県等名	
利用者負担上限額管理結果			
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、负担上限月額以下そのため、調整業務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、负担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。
実績情報		合計	
No.	事業所番号	事業所名	総費用額 利用者負担額 管理者負担額

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

○サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が
電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



掲載場所

電子請求受付システム総合窓口 ➡ 障害者総合支援の請求はこちら ➡ お知らせ一覧
➡ 2018/04/25 請求時にご活用いただけます「請求事務ハンドブック」の掲載について